# 子育てしやすい福島県づくり条例 の趣旨等について

# 平成22年12月

平成25年10月一部改正

(赤字部分削除:令和6年3月改正)

福島県議会事務局

# 条例文全般

本条例は、誰にでもわかりやすく、県民に身近な親しみを持てるものとして受け入れられるように「ですます」体で表記しています。

※第2条 赤字部分を削除する

前文

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将 来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに 育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地 方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、 本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要で あるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「什の掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えるとき、大切な精神文化の一つであると思われます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民 一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子 育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

#### 【趣旨・解釈】

1 前文では、本条例を制定するに至った背景や条例に託す県民の思いを明らかにした もので、条例の解釈の基本となるものです。

本県の将来を担うすべての子どもが、家庭や地域の中で人々の愛に包まれながら、 心身ともに健やかに育つことを願っていますが、近年の子育てを取り巻く環境は、 子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大していま す。

本県は、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により、実直で他者を思いやる 県民性がはぐくまれ、会津地方では子どもに対する教えとして「什の掟」があった ように、人づくりが地域の発展の礎との考えから、子どもの教育に地域全体で力を入 れてきた歴史があります。

このような歴史を有する本県において、安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活の調和を実現し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に成長していくという考え方が重要であり、地域における人と人とのつながりを深め、県や市町村などの行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

このため、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くことが必要であると考えられます。

2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北 地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) が県内の子育て環境に与えた影響に対する認識を明らかにした上で、東日本大震災の 発生により生じた課題を解決するための施策展開等の重要性を示しています。

# 第1条(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、 事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子ども を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

#### 【趣旨・解釈】

本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものです。

#### 第2条(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによります。
  - 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
  - 二 子ども 十八歳未満の者 (婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。) をいいます。
  - 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいい ます。

# 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、本条例における用語の意義を定めたもので、「子育て支援」「子ども」「保 護者」を規定しています。
- 2 第1号の「子育て支援」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、 子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、 県民、事業主などの取り組みをいいます。

また、本条例でいう「その他子育てに関係する機関又は団体」とは、学校、幼稚園、

保育所、認定こども園、児童養護施設、子育でサークル、子育で支援に取り組む団体などをいいます。

- 3 第2号の「子ども」とは、本県に住所を有するほか、現に居住している18歳未満の 者(民法に規定する「婚姻による成年擬制」により成年とみなされる者を除く。)を いいます。
- 4 第3号の「保護者」とは、民法に規定する親権者や未成年後見人のほか、児童福祉 法に規定する里親や児童養護施設の長など現に子どもを保護、監督する者をいいます。

# 第3条(基本理念)

- 第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければ なりません。
  - 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やか に成長できるよう配慮すること。
  - 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任 を有するものであること。
  - 三 県、市町村、県民、事業主その他子育でに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
  - 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生 のため、積極的に対策を進めること。

# 【趣旨 解釈】

- 1 本条は、第1号から第4号に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されることを 基本理念として定めたものです。
- 2 第1号は、1989年の第44回国連総会において採択され、日本も1994年に批准した「児童の権利に関する条約」に規定されている子どもの権利とその利益が尊重されるとともに、家庭や社会の一員として心身ともに健やかに成長できるよう配慮することを規定しています。
- 3 第2号は、家庭は子どもが生活する最も基本的な場であり、さらに、保護者が子育 てについての責任を第一に負うべきものであることを規定しています。
- 4 第3号は、子育て支援を推進する上で、県、市町村、県民、事業主、学校、幼稚園、 保育所、認定こども園、児童養護施設、子育てサークル、子育て支援に取り組む団体 などが相互に連携し、協力することを規定しています。
- 5 第4号は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生の視点を追加したものです。

# 第4条 (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、 子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

# 【趣旨・解釈】

本条は、子育て支援に関する施策を策定し、実施する県の責務を規定したものです。

なお、本条例でいう県とは、知事部局のほか、教育委員会、警察本部などの執行機 関を含みます。

#### 第5条(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県民及び地域社会を構成するものが果たすべき役割が子育てには大切であることから、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、一体となって県 や市町村の子育て支援に関する施策に協力するよう努めることを規定したものです。
- 2 本条例でいう地域社会の範囲は、主に小学校区のエリアなど身近な生活圏の範囲であり、また、「地域社会を構成するもの」とは、その地域に住む人だけでなく、そこで活動する子育でサークルやNPO法人、自治会、町内会、PTA、子供会育成会などの団体、組織をいいます。

# 第6条(事業主の役割)

- 第六条 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努 めるものとします。

# 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子育て支援に関する施策において、事業主が果たすべき役割を規定したものです。
- 2 第1項は、事業主が、その雇用する者が仕事を続けながら子育てとの両立を図ることができるように雇用環境の整備に努めることを規定したものです。
- 3 第2項は、事業主が、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めることを規定したものです。

# 第7条 (保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

# 【趣旨 解釈】

本条は、保護者自らが子育てについての責任を第一に負うべきものであることを認識して、子どもを健やかに育てることを規定したものです。

# 第8条(基本的施策等)

- 第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが 心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げ る施策を実施するものとします。
  - 一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を 図ること。
  - 二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。
  - 三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。
  - 四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の 整備を図ること。
  - 五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。
  - 六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、 教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども 及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

- 2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。
  - 一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の 充実を図ること。
  - 二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に 努めること。
  - 三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、子育て支援に関して県が行うべき施策のうち、基本的な施策を規定したものです。
- 2 第1号は、安心して子どもを生み、育てることができる保健医療体制の充実や子ど もや保護者の心身の健康づくりのために必要な施策を規定しています。
- 3 第2号は、子育ての中で妊娠、出産、教育、医療に要する費用が大きな比重を占めていることから、医療費、保育費、教育費などの経済的負担の軽減を図るために必要な施策を実施することを規定しています。
- 4 第3号は、核家族化や少子化、急激な都市化により、身近に相談できる相手や情報 交換の場が減少していることから、子どもを生み、育てる者が心にゆとりを持ち、安 心して子育てできるようにするため、子育て等の不安や悩みを相談できる体制及び子 育てに関する情報を提供する体制を整備することを規定しています。
- 5 第4号は、子育てしやすい居住環境の整備や、歩道の整備、公共施設の授乳スペースの整備など安心して子どもを連れて出かけることのできる生活環境の整備を規定しています。
- 6 第5号は、育児休業制度の定着を図るとともに、子育てと仕事の両立が可能となる 働き方や職場における子育て支援を促進するため、事業主を支援してワーク・ライフ ・バランスを推進することを規定しています。
- 7 第6号は、次代の親となるべき若者に対し、自らの命だけでなく他人の命を大切に することや家庭を築き、子どもを生み育てることの意義について教育、啓発すること を規定しています。
- 8 第7号は、障がいのある子どもがいる家庭に対し、地域で安心して子育てできるよ

- うに必要な支援を行うことを規定しています。また、その他の援助を必要とする子ど も及び家庭とは、家庭での養育が困難な子どもやひとり親家庭などをいいます。
- 9 第8号は、上記に掲げる施策のほか、子育て支援に関する必要な施策を実施することを規定しています。
- 10 第2項は、第3条(基本理念)第4号を受け、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けた基本的施策等を規定したものです。
- 11 第2項第1号の「保健医療体制」には、健康に関する不安などのメンタル部分への 影響に対応することも含まれます。
- 12 第2項第2号の「子どもの健やかな成長」には、肥満対策も含まれます。また、「子どもの活動の場等の環境整備」には、指導員の育成も含まれます。
- 13 第2項第3号は、除染などの生活環境改善を図る施策も含まれます。

#### 第9条(基本計画の策定)

- 第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本 計画(以下「基本計画」といいます。)を策定しなければなりません。
- 2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。
- 4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

#### 【趣旨 解釈】

- 1 本条は、第8条に定める基本的施策等を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定すべきことと、その内容、策定手順を規定したものです。
- 2 第1項は、知事が基本計画を策定することを定めています。また、第2項の基本 的事項は、子育て支援に関する施策の実施により達成しようとする目標並びに実施 しようとする内容及びその実施時期をいいます。
- 3 第3項は、県民の意見を反映させるための措置として、県民意見公募(パブリック・コメント)やアンケート調査などの実施を想定しています。
- 4 第4項は、計画策定時や変更時における公表を規定したもので、県民に広く周知し、 施策の計画的な推進を図るものです。

# 第10条(推進体制の整備)

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

# 【趣旨・解釈】

本条は、県が市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体と連携し、 子育て支援に関する施策を推進するため、必要な推進体制の整備を規定したものです。

#### 第11条 (財政上の措置)

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を とるものとします。

#### 【趣旨・解釈】

本条は、県が子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとることを確認的に規定したものです。

# 第12条 (年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

# 【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が基本計画に基づいて実施した施策を県議会に報告することを知事に義 務づけた規定です。
- 2 基本計画に基づき実施した施策についての報告を受け、議会での審議を通じ、条例 の実効性を確保するための規定です。
- 3 知事は、議会に報告するとともに、県民に対しても積極的に情報提供を行うことが 望まれます。

# 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十 三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

#### 【趣旨・解釈】

- 1 子育て支援は、喫緊に取り組まなければならない県政の最重要課題の1つであるため、速やかに実施する必要がありますので、本条例は公布と同時に施行することとし、 年次報告に関する部分については、平成23年4月1日の施行としています。また、各 年度の年次報告は、できるだけ早い時期になされることを想定しています。
- 2 県では、既に次世代育成支援対策推進法に基づく「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」が平成22年度から26年度を計画期間として策定されています。この計画を本条例第9条第1項により定められた基本計画とみなすことを明記しています。